

門 総 法 第 475 号
平成 25 年 10 月 15 日

入札参加資格者 各位

門真市長 園部 一成

公共工事等における社会通念に反する要求等に係る対応について（通知）

このことについて、下記のとおり通知する。

記

本市において、公共工事等が暴力団等反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成24年6月1日から門真市暴力団排除条例を施行しているところであります。

つきましては、市が発注する公共工事等の適正な履行を確保するため、暴力団等に限らず、社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求、もしくはそれに該当する可能性があると考えられる要求を受けた際については、速やかに市に報告するなど、厳正な対応に努められますようよろしくお願い致します。